

臨時全市校園長会 指示事項

1. 早急に職員会議等を開催し、今回の痛ましい事案について教職員に周知するとともに、指導における体罰や暴力行為等は決してあってはならないことを踏まえ、改めて研修する機会を持つこと。
2. 今回の事案が運動部活動において発生していることから、運動部顧問との面談等を実施するとともに、運動部活動を視察するなど日常活動を点検すること。
3. 児童・生徒が持つ悩みなどを、気軽に話せる教育相談体制を確立し、相談窓口を再度周知すること。その際、子どもの人権やプライバシーについて十分に配慮すること。
4. 不適切な指導や体罰・暴力行為等の疑いがある指導に対して、教職員相互に点検し、管理職へ報告があがる校内体制を再度点検すること。
5. 本事案を機として学校協議会で協議するなど保護者・地域との連携を一層進め、学校園の指導方針を正しく伝えるとともに、多くの声を集約できる取組を行うこと。